

第5回航空分科会において提示した基本方針(案)からの修正点

第5回航空分科会において提出した基本方針(案)をもとに、同分科会でお出し頂いた意見や11月に行ったパブリックコメントにおいて頂いた意見等を踏まえ、基本方針(案)を修正し、「資料1」として提出したが、その主な修正内容は以下のとおり。

「はじめに」関係

〈基本方針策定に当たっての留意事項〉

【航空の安全の確保】

「空港の整備及び運営に当たり、航空の安全の確保は、決して揺るがせにできない大前提である。」を「航空においては、ひとたび事故が生じれば多くの人命が奪われる可能性が高く、その安全の確保はすべての活動に対して優先されるべき大前提である。」に改めた。(P. 2)

・・・航空の安全の確保に関し、適切な記述とするため。

【航空政策との整合・協調的取組】

「我が国の競争力や地域活力の源泉」の後に「アジアの玄関口として世界との間の交流に対する貢献にもなる」を追加するとともに、「我が国の競争優位をもたらす」の後に「(もたらし) 国際的責務を果たすことにもなる」を追加した。(P. 3)

・・・航空が果たす役割として、世界との間の交流への貢献等の記述を加えることを求める意見を踏まえて修正するため。

等

「1. 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項」関係

(1) 意義

「国内外の人や物の流れを活発化させ」の後に「需要の創出につなげていくことを目指し」を追加した。(P. 5)

・・・需要創出も重要であるとの意見を踏まえて修正するため。

(2) 目標

②「空港のサービス水準向上、適正な水準の空港使用料の設定及びネットワークの適切な形成等により」を「空港のサービス水準の向上等を通じた内外の航空路線の維持強化を図るとともに、適正な水準の空港使用料の設定を行い、もって海外の空港と密接に結ぶとともに国内の空港間でも充実した航空ネットワークの適切な形成等により」に改めた。(P. 5)

・・・ネットワークがどのように形成されるのか明らかにすることも必要であるとの意見を踏まえて修正するため。

④冒頭に「国際拠点空港が相まって我が国全体の航空需要に最大限対応するほか、」を追加した。(P. 6)

- ・・・成田・関空・中部の国際拠点空港が相まって対応することが重要であるとの意見を踏まえて修正するため。

〈空港関係者の役割〉

①～③に「将来の空港のあり方を視野に入れつつ」を挿入した。(P. 6)

- ・・・将来像（ビジョン）を見据えて空港の整備及び運営を行うことが重要であるとの意見を踏まえて修正するため。

等

「2. 空港の整備に関する基本的な事項」関係

(4) 空港の整備における航空管制業務等との連携の確保

最終パラグラフを「したがって、空港の整備に当たっては、空港の機能を十分に発揮できるように、航空管制業務等をはじめ、航空運送事業者、周辺地域等の関係者と引き続き十分に連携を確保することとする。」に改めた。(P. 10)

- ・・・空港と管制との間の内部的な連絡はもちろんのこと、航空会社、地方公共団体との連携が重要であるとの意見を踏まえて修正するため。

等

「3. 空港の運営に関する基本的な事項」関係

(1) 効果的かつ効率的な空港の運営

柱書きに「なお、以下に掲げる取組を更に効果的に責任を持って遂行するための体制のあり方に関しては、「社会資本整備事業特別会計空港整備勘定において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。」とされていることから、その趣旨を踏まえ、今後適切に検討することとする。」を追加した。(P. 11)

- ・・・空港の運営主体のあり方について、将来的に見直すことが必要であるとの意見を踏まえて修正するため。

③「空港・地域の受入れ体制の強化」の後に「これまでの離島航空路維持のための方策と併せて」を追加した。(P. 12)

- ・・・離島航空路維持について、これまで講じてきた施策を引き続き講じることを明確にすることを求める意見を踏まえて修正するため。

⑥新しい⑥として「機材の小型化により航空便の多頻度化を図ろうとする世界的な動きやリージョナルジェット（地域間輸送用旅客機）の就航にも資する小型機材の技術開発・

商品化の動きにも留意し、適切に対応することとする。」を追加した。(P. 12)

- ・・・機材の小型化やリージョナルジェットの発展等の世界的な動きを反映させるべきであるとの意見を踏まえて修正するため。

⑦新しい航空ビジネスへの対応に係る記述を〈はじめに〉の箇所から具体的な対応を記述する3.(1)に移動した。(P. 12)

- ・・・ビジネス航空に係る記述内容に照らすと具体的な対応を記述する箇所において記述すべきであるとの意見を踏まえて修正するため。

(3) 利用者の便益の増進

最終パラグラフを「このようなことを念頭に置き、利用者の便益の増進に向け、以下に掲げる措置を推進するとともに、その継続的な取組を効果的かつ効率的に進めるために必要となる数値・指標的な目標設定とその評価等の手法の導入等の具体的方策の検討にも努めることとする。」と改めた。(P. 13～14)

- ・・・「継続的な取組」や「評価」の観点を盛り込むべきであるとの意見を踏まえて修正するため。

ハ. 空港運営に対しての利用者等の意向を反映させる仕組み

「空港管理者が中心となって」の後に「適切な目標を設定し、その実施状況を評価し、改善していく」を追加した。(P. 15)

- ・・・PDCA (Plan Do Check Act) に則って取り組むべきことが重要であるとの意見を踏まえて修正するため。

「指標計測等の手法も参考にしつつ」の後に「効率化の視点に留意しながら、継続的な取組が確保されるような利用者等の意向を反映させる仕組みとその実施内容の検討に着手する。」を追加した。(P. 16)

- ・・・効率化の視点や継続的な取組が重要であるとの意見を踏まえて修正するため。

(6) 航空管制業務等との連携

①後段を「このため、将来の空港の能力や運営効率の向上に向けて、航空交通の指示等を行う航空管制業務等をはじめ、航空運送事業者、周辺地域等と十分な協力・連携を確保することとする。」に改めた。(P. 18)

- ・・・将来の空港能力の向上等に向け、空港と管制部門との間のみならず、航空会社、周辺地域との連携が重要であるとの意見を踏まえて修正するため。

(7) 空港会社の運営のあり方

「適正な空港運営を行い」の前に「継続的かつ安定的で」を追加した。(P. 19)

- ・・・継続的な対応の観点が重要であるとの意見を踏まえて修正するため。

第3パラに「公正かつ平等な運営の確保」を追加した。(P. 19)

・・・空港会社の適正な運営の確保の観点から必要な事項を的確に記述するため。

(8) 空港機能施設事業のあり方

「効率的な施設運営」の後に「公正かつ平等な運営の確保」を追加した。(P. 20)

・・・空港機能施設事業者の適正な運営の確保の観点から必要な事項を的確に記述するため。

「危機管理対策の実施」を「安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保」に改めた。

(P. 20)

・・・同上

(9) タイトルを「地方管理空港における適正な運営のあり方」から「地方公共団体の管理する空港における運営のあり方」に改めた。(P. 20)

・・・対象とする空港の範囲を適切に表すべきであるとの意見を踏まえて修正するため。

(10) 協議会の活用

関係者として「空港管理者」の後に「周辺地方公共団体」を追加するとともに、「多様な者」を「各々の空港の置かれた状況も反映した様々な関係者」に改めた。(P. 21)

・・・協議会の構成員について、地方公共団体を明示しておくべきとの意見及び空港ごとの事情を踏まえたメンバーが構成員たり得る旨を明記すべきであるとの意見を踏まえて修正するため。

等

「6. 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項」関係

原案において「(4) 三大都市圏の国際拠点空港全体として適切な運営」において行っていた記述を冒頭に移動し、それに伴う表現の適正化等を図り、次のとおり修正することとした。

「成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港の我が国国際拠点空港は、我が国の国際航空需要に応えるとともに、欧米等の長距離国際路線について東アジア地域における主要な窓口としての役割を担ってきているが、東アジアの近隣諸国における国際ハブ空港の戦略的な整備進展に伴い、これらの空港との競争の必要性も認識されてきている。

このため、我が国の旺盛な国際航空需要に今後とも適切に応えるとともに、東アジアと世界を結ぶアジア・ゲートウェイとしての我が国の地位を維持増進していくため、全国的な視野に立ってアジアとのオープンかつ戦略的なネットワークを構築する。

この場合において、これら3空港については、各空港がそれぞれの背後圏の航空需要

に応えることはもとより、我が国の国際拠点空港として3空港相まって我が国全体の航空需要に最大限対応することが適切である。首都圏空港の空港容量が当面逼迫している状況においては、空港容量に余裕のある関西国際空港及び中部国際空港と合わせて、これらの航空需要にトータルとして最大限対応することとする。さらに、平成22年の首都圏空港の容量拡大によっても概ね10年後には空港容量が逼迫することが予想されており、更なる容量拡大に向けての検討が課題となっているが、これらの容量拡大のあり方及びそれに伴う国際拠点空港全体としてのあり方についても、検討することとする。」を追加する。(P. 23)

- ・・・国際拠点空港が相まって我が国の航空需要に応えることが極めて重要であり、これを冒頭に記述すべきである等の意見を踏まえて修正するため。

(3) 中部圏における空港相互間の連携のあり方

「我が国の国際拠点空港として」の後に、「24時間運用をいかした活用を促進する。」を追加する。(P. 25)

- ・・・原案では将来に向けた可能性が読み取れないとの意見を踏まえて修正するため。
等

「7. その他」関係

(3) その他

「空港の設置及び管理に際しては、3.(5)の「環境負荷の軽減」に掲げる取組のほか、環境関係法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。」を追加する。(P. 25～26)

- ・・・空港周辺における自然環境等の保全への配慮の観点についても記述することとするため。

「空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。」を追加する。(P. 26)

- ・・・安全保障に関する適切な対応の確保の観点についても記述することとするため。
等

「おわりに」関係

「羽田の国際化」を「首都圏空港（成田・羽田）における国際航空機能の拡充」に改める。(P. 26)

- ・・・2010年の首都圏空港における国際航空路線の拡充に関し、適切に記述することとするため。

等